

平成28年度 第1回焼津市青少年問題協議会 会議録

1 開催日時 平成28年6月27日(月) 午前10時から午前11時30分

2 開催場所 焼津市役所 本館603号室

3 出席者 (会長) 中野弘道市長

(委員) 21名

鈴木浩己、伊藤 悟、山梨隆夫、岩田一美、勝谷紀美子
鈴木春子、鈴木潤、村松晴一、石野直巳、岡本勝広
曾根俊治、吉田達男、青山知彦、増井忠彦、鈴木和江
山下式子、大石訓永、下村正博、井指利阿己、西谷昭吾
富山洋子

(幹事) 6名

山田一博(代理:水越純)、鈴木康巨、沼野功、小林敏之
飯塚善久、曾根俊則

(事務局) 8名

宮崎毅(生涯学習部長)、河野義行(次長兼社会教育課長)、前島勇
介(青少年教育相談センター主査)、紅林和則(青少年教育相談セン
ター相談員)、加茂謙二(学校教育課指導主事)、日下部充(社会教
育課青少年担当主幹)、植村和広(社会教育課青少年担当主査)、北
川美代利(青少年担当)

4 欠席者 (委員) 3名

石田善秋、山内道弘、平田 厚

(幹事) 1名

藁科善彦

5 次 第

(1) 開会

(2) 委嘱状伝達

(3) 会長あいさつ

(4) 会議録署名人指名

(5) 議事

【報告事項】平成27年度の取り組みについて

- (1) 焼津署管内の青少年の状況
- (2) 青少年健全育成の取り組み
- (3) 街頭補導の状況、教育相談の状況
- (4) 小学校の状況、中学校の状況
- (5) 高等学校の状況

【協議事項】平成28年度の活動について

- (1) 青少年にとって安心・安全な環境づくり
 - ① 補導活動
 - ② 子ども見守り隊の活動
- (2) 情報モラルの指導・啓発

6 内容

【会長あいさつ】

中野会長あいさつ

【会議録署名人】

岡本勝弘委員、石野直巳委員を指名

【議事】

報告事項

○中野会長

報告事項「平成27年度の取り組みについて」を議題とします。

初めに焼津警察署管内の状況について説明をお願いします。

○伊藤焼津警察署長挨拶

平成27年度の取り組みについて

(1)焼津署管内の青少年の状況

○山田一博幹事（代理：水越純）

まず、焼津警察署管内の全体的な犯罪の発生の状況につきましては、先に署長が説明したとおり、昨年中846件の犯罪が発生しておりまして、この数字は、乗り物盗や侵入盗などの窃盗犯や、傷害・暴行などの粗暴犯、横領などの知能犯、強盗などの凶悪犯、わいせつ事犯などの風俗犯、いわゆる刑法で規定される犯罪の総数となり、一昨年に比べ188件減少しております。総数減少の要因としては、窃盗、特に自転車盗や車上ねらいなどの犯罪が138件の減少を見せており、皆様も、各地域・職域で熱心に啓発していただいているかと思いますが、自転車の「ツーロック」や車両の確実な施錠を呼びかけていることが、大幅な減少の一因と分析されています。恐れ入りますが、引き続きこれらの呼びかけをお願いします。

次に少年非行・補導の状況について説明させていただきます。

ちなみに、ここで言う「少年非行」とは、14歳以上20歳未満の未成年が犯した刑法犯及び、それ以外の特別法犯と呼ばれる法令違反のことを指しまして、非行を犯した少年につきましては、基本的には、警察から検察を経由しまして、保護観察処分や少年院送致など、家庭裁判所の決定による保護処分を受けることとなります。

14歳未満の少年が法令違反を犯した場合は、刑罰を問えない「触法少年」として取扱うこととなり、基本的には、児童福祉司の指導や児童自立支援施設送致など、措置を児童相談所へ委ねることとなります。昨年中、静岡県内で検挙、触法少年として補導しましたこれら少年の総数は、1,264人となり、窃盗犯が753件と半数以上を占めておりまして、窃盗犯うち万引きが400件、自転車盗やオートバイ盗などの乗り物盗が197件とその大半を占めています。当署管内におきましては、昨年中41人の少年を検挙・補導しており、県内の状況と同様、自転車盗や万引きなどの窃盗犯が半数を占めている現状となりますが、先に署長から説明があったとおり、ひったくりや放火などの悪質な犯罪や、盗難車両を使った公務執行妨害など、通常では考え難い犯罪も発生している状況となります。本年に入りましては、現時点で、置引きや自転車盗などの窃盗犯や傷害などの粗暴犯の非行少年を13人検挙しており、これら非行少年を調べますと、やはり、非行歴を有している、つまりは再犯を犯した少年が半数以上を占めている現状となります。

逆に、昨年中、児童ポルノの公然陳列など、少年の性搾取にかかる犯罪、たばこの販売などの少年の健康・発育を阻害する、少年の福祉を害する犯罪も発生・検挙していて、本年に入っては、デリバリーヘルスでの雇用事犯など、少年の心に痛ましい傷跡

を残す悪質な福祉犯罪も検挙しており、これら被害少年の心のケアが重要であると考えます。これまで、警察官として、わずかばかりの間少年事件に関わってきた、私のつたない経験上の話になりますが、非行を犯す少年にしても被害少年にしても、犯罪に直面した際の心境は一緒かと思えます。欲しいから物を盗む、むかついたから相手を殴る、面白そうだから、格好良いからやる、友達がやってるからやる、お金をくれるからやる、などなど、簡単に言いますと、悪いことでやっちゃいけないと分かっているのですが、心に歯止めが効かずにやってしまう、後のことが考えられず自制出来ないというのが、非行を犯す側にしても被害に遭う側にしても大半の心理状態になるのです。皆様、各地域・職域で青少年の健全育成について御苦労され、御承知のことかと思えますが、こういった状況を簡単に、一気に解消する特効薬というのは正直ございません。少年にしても、このままじゃ駄目だ、いつかは更生しなければという思いは心の片隅に必ずあるものでして、我々がそれを信じ、互いに連携して、少年に地道に言い聞かせ続ける、保護者と連携して改善を促すなどして、心の片隅にある少年の思いを引っ張り出していくしかないとは考えます。皆様もそういった少年の特性を理解していただき、今後とも諦めず、根気強く問題に取り組んでいただければと思います。以上で説明を終わります。

○中野会長

続きまして、平成27年度の青少年健全育成の取り組み、街頭補導の実施状況、教育相談の実績について事務局より説明をお願いします。

平成27年度の取り組みについて

(2)青少年健全育成の取り組み

○日下部社会教育課青少年担当主幹

それでは、報告事項。平成27年度の青少年健全育成の取り組みについて、ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。6月24日、同会場にて、第1回青少年問題協議会を開催いたしました。次に、6月25日、青少年健全育成市民会議を開催し、事業計画等につきまして、承認をいただき、事業を実施しました。7月1日～8月31日の2ヶ月間、「夏に青少年をまもり育てる運動」を実施しました。期間内、大井川庁舎に懸垂幕を掲揚したほか、7月25日に市内10地区で、県内一斉の夏季青少年補導、立入調査を実施しました。

また、7月1日にイオン焼津店、ピアゴ大覚寺店、大井川地区のザ・コンボの3か所において「青少年非行防止街頭キャンペーン」を予定していましたが、当日、悪天候のため中止いたしました。7月12日～11月8日にかけて、明るい街づくり推進事業として、市内13地区で、「明るい街づくり市民大会」が開催されました。市内全地区で5,255名の方が参加されました。

11月19日、青少年健全育成市民会議と焼津市子ども・若者支援地域協議会と合同で、「子どもたちのネット・スマホ利用 最新の現状と知っておきたい対策」についての講演を行いました。講師にNPO法人、イーランチ、理事長の「松田直子」氏をお招きし、ご講話をしていただきました。79名が参加しています。

12月18日、県内一斉冬季青少年補導を市内10地区で実施しました。また、環境浄化活動につきまして、有害情報の氾濫や深夜営業の店など、青少年を取り巻く環境が大きく変化するため、社会環境実態調査を実施しました。

2月4日、第2回焼津市青少年問題協議会を開催し、平成28年度の活動方針についてご協議をいただきました。

最後になりましたが、通年活動として、街頭補導、青少年教育相談を実施しておりま

す。街頭補導及び教育相談業務の実施状況については、青少年教育相談センターからの説明となります。

平成27年度の取り組みについて

(3)街頭補導、教育相談の状況

○前島青少年教育相談センター主査

27年度の街頭補導活動と環境浄化活動について報告いたします。

まず、街頭補導活動につきましては、①地区補導活動と②一斉補導活動の主に2つの活動をしております。

地区補導活動につきましては、焼津市青少年教育相談センター補導員として、自治会や子ども会、PTA、小中学校よりそれぞれご推薦いただきました164人の補導員の皆様に、地区内の巡回活動を実施していただいております。補導員の任期は2年で、27年度は改選の年であり、再選の方もいらっしゃいますが、164人の補導員を新たに委嘱させていただきました。補導員は、大井川を除く各小学校地区に16人、大井川地区に20人配置されております。1班4人編成で、毎月4回、火曜日に実施が1地区・金曜日に実施が9地区の、10地区内の夜間巡回補導を実施しています。補導の時間帯は19時から21時まで、主な巡回先は、学校や公園、コンビニ、レンタルビデオショップ、ゲームセンターなどになります。活動は、声掛けによる補導が中心で、中・高校生を中心とした青少年への早期帰宅や無灯火自転車への指導を主に行っています。

補導員の皆様は、社会の先輩として責任と青少年の非行防止、健全育成に対する使命感をもってあたたかい「愛の一声」をかけて街頭補導にあたっています。

また、一斉補導は、補導員・警察官・警察協助手員・市職員が合同で、夏と冬に県下一斉で2回実施しております。

資料2 補導実績の表をご覧ください。補導活動回数は422回、参加数は1,427人、補導者数は751人でした。雨天時は補導活動を中止としているため、年度ごとに活動回数が異なりますので、補導1回あたりの補導者数を比較いたしますと、過去5年増加傾向にありましたが、27年度は減少に転じました。また、補導活動の中で青少年の非行活動等の大きな問題もなく、大変良い傾向にあると考えられます。しかしながら、青少年の非行を防止するためには、補導員の姿を地域で見せる、また声掛けをし、非行を未然に防ぐということが大変重要であるということは変わりません。今後とも地区内における地道な補導活動、声かけを継続していくことが大切だと考えております。

環境浄化活動については、有害情報の氾濫や深夜営業の店など、青少年を取り巻く環境が大きく変化するなかで、年1回の実態調査をしています。昨年12月の冬季一斉補導時に確認したところによりますと、書店13店舗・コンビニエンスストア60店舗・玩具店3店舗・カラオケボックス2店舗・ゲームセンター6店舗・レンタルビデオ・DVD取扱店5店舗・インターネットカフェ2店舗・携帯電話販売店15店舗となっています。平成26年末の調査と比較しますとコンビニが1店舗増、書店、カラオケボックス、レンタルビデオ・DVD取扱店、携帯電話販売店がそれぞれ1店舗減となっています。これらについても立入調査を行い、適正な陳列や青少年に販売できないものについてのお願いを行っています。また、通常の補導活動でもコンビニ・カラオケボックスなど立寄ることを行っています。以上です。

○紅林青少年教育相談センター相談員

資料3をご覧ください。平成27年度4月から3月までの教育相談の実績をもとに、相談状況について報告させていただきます。

相談センターでは、電話・面接・メールの3つの方法で相談を受け付けており、対象者は20～30歳代も含めた青少年及びその保護者等からの相談が中心となっています。平成27年度の相談受理回数は677回で、前年度の696回に比べ2%の減少となっていますが、さほど大きな変化ではなく、ここ数年の増加傾向は続いています。相談方法の割合は、電話158回（23%）、面接264回（39%）、メール255回（38%）で、面接による相談が最も多くなっています。ここ数年の相談方法割合の動向をみると、電話相談が減少傾向にある反面、面接相談の増加が顕著です。面接による相談は他の方法に比べ、相談者の心情等がよくわかり、より有効な相談活動につながっています。平成25年度以降メール相談の増加傾向が続いています。これは、青少年の間でのメールのやり取りが一般的になっている事、直接話すよりツイッター感覚で気楽に自分の気持ちを訴える事が出来ることなどが原因としてあげられます。受理した相談の問題別の相談回数は「性格情緒」が503回（前年度比106回増）と最も多数を占めています。その内の約半数が相談センターと毎日のようにメールのやり取りをしている20歳の無職女性からのものです。通信制の高校を卒業後、精神的に不安定な状態が続いていましたが、ようやく職（介護ヘルパー）に就く意欲を持ち始めています。また、無職の成人女性、農業手伝いの成人男性、19歳の無職少女でほとんどを占めています。いずれも、職に就けない、あるいは引きこもり等、いわゆる「ニート」の状態であり、人間関係が上手く築けず社会的自立が困難な状況にあります。その他にも、大学卒業後就活に失敗し、その後パート等を数回勤めましたが、うまくいかず親からの生活支援を受けている相談者もいます。また、専門学校卒業後、就職できず自信をなくし、ほとんど家に閉じこもっている若者もいます。このような場合、ハローワークや「地域若者サポートステーション」を紹介していますが、自立に向けてはかなり難しい状況にあります。これら成人からの相談が多くなっていますが、継続的にコミュニケーションを取ることで情緒の安定を図っています。さらに、社会的自立に向け、福祉や医療機関、ハローワーク等との連携を図りながら継続して相談業務を行う必要があります。昨年度の最も大きな特徴は、前年度大幅に増加した（106回増）「不登校」にかかわる相談が、逆に、昨年度は大幅に減少（162回減）したことです。その大きな要因は、小・中・高校生本人及び母親からの継続相談が大幅に減少したためです。しかし、相談者実数においては、昨年度より3人増加（19人→22人）しており、実際には「不登校」で悩んでいる本人及び保護者が大幅に減少したとは言い難いと考えられます。ただし、相談センターと学校との連携を強めることや、教育委員会学校教育課の支援を含め、各学校のきめ細やかな指導、本人及び保護者へのていねいな対応が成果を生んでいるのではないかと思います。また、各学校に配置されている「心の教室相談員」や「スクールカウンセラー」等が機能してきているなど、各学校の相談体制の充実があげられます。また、昨年度も「いじめ」にかかわる相談は1件のみで大幅に減少していますが、このことについても平成25年度に制定された『いじめ防止対策推進法』のもと、各学校の未然防止や早期対応への取り組みが着実に進められている成果であると考えられます。相談対象の青少年の中には、発達障害が疑われるケースも多くなっています。実際に自閉症の診断を受けている青少年の相談もありますが、こだわりが強かったり、コミュニケーションがうまくとれない、友達関係・人間関係がうまく築けないなど、これらの子供・若者やその親への対応の難しさを感じています。

平成26年度は、小・中学生の相談が大幅に減少（前年度38%→20%）しましたが、昨年度は、この傾向がさらに進み、小・中学生の相談は、約14%にまで減少しました。その一方で、高校生、無職有職少年、成人等いわゆる義務教育以降の若者の相談が約86%となっています。特に、ニート引きこもりの状態がほとんどを占める成人の相談は全体の約70%にまで達しています。この傾向は、今年度も続いており、相談センターといたしましては、そのあり方を検討するとともに、相談体制充実のために、小・中学校だけでなく高等学校との情報交換や子ども若者支援地域協議会・サポートステーション、その他関係機関とのネットワークの形成が、なお一層重要になっていると考えます。以上で、27年度の「相談状況の報告」とさせていただきます。

○中野会長

以上、事務局の説明が終わりました。引き続き小中学校、高等学校の現状について、ご説明をお願いします。

平成27年度の取り組みについて

(4)小学校の状況

○曾根委員

焼津市内の13の小学校は、前年度までの実績を基に本年度の重点目標に向け前進をしています。子供たちに「付けるべき力」を確実に身に付け、「生きる力」を育むため、毎時間の授業を大切にしています。

授業づくりに向けて精進する中、問題となる状況を「不登校」「問題行動」「いじめ」「安心安全」の4点で報告いたします。

1 不登校

不登校による欠席が30日以上の子供は、平成20年度を最高に年々減少しています。学年を追うと、3年と5年の時に増加しています。その要因として、「不安などの情緒的混乱」が全体の42%、「無気力」が25%を占めています。これは、集団生活の人間関係の難しさ、学習や活動における順応挫折、保護者や周りの大人の大きな期待に添えない苦しみなど、自己肯定感の低さの表れがあります。また、年度の後半には、「病欠」「その他」の理由を含む長期欠席者が、「不登校」に多数変更となりました。本年度に入り5月31日までの不登校児童数は、前年度同時期と同数、不登校傾向児童は増加となっています。なお、病欠などの理由を含む長期欠席者は、前年度同時期と比較し増加していることに注意しています。全ての児童が意欲を持って登校できるよう、学級担任及び全教職員が児童の思いを丁寧に受容することを大切にしています。そして、市より派遣していただいている心の教室相談員、特別支援教育支援員、低学年サポーターなどのみなさんとの支援会議を定例化するなど、組織で対応しています。

2 問題行動

昨年度の問題行動の件数は、平成26年度と比較し減少しています。問題行動の内容は、窃盗「万引き」が全体の44%を占めています。しかし、「万引き」が発生しても、保護者や店舗からの連絡が学校に入ることはほとんどないため、これ以上の件数があることを踏まえなければなりません。単独で、複数人で、繰り返すなど、発覚した時には手口が巧妙に、大胆になってしまったり、低年齢化の傾向も見られたりしています。「万引き」をするまでには、「金銭乱費」「家からの持ち出し」などを行っていることから、子供の持ち物や言動の変化に気を付けていかなければなりません。また、「万引き」と同じくらいの割合で41%を占めているのが、「粗暴行為」「授業放棄」です。発達に課題を抱える児童が、自分の思いをうまく表現できず乱暴な行動

に出てしまう、繰り返してしまいます。いずれにしても学校の全教職員は、常に児童に接し、その言動や持ち物などから異常の早期発見、共通指導内容の整備を図ると共に、保護者との密なる連携を大切にしています。なお、本年度は、ゴールデンウィーク後に急増した「万引き」など、4・5月で前年度同時期よりも多くの事案が報告されています。

3 いじめ

いじめの認知件数は、前年度22件から30件と増加しました。これは、積極的に問題をいじめと認知することで、重大事案へ発展する前に解消しようとする姿勢の表れでもあります。いじめの内容は複数回答になりますが、「冷やかし・からかい・悪口」、直接的行為となる「軽く叩かれる・蹴られる」、「嫌なことを強要」、「仲間はずれ・無視」などがあります。『いじめ防止対策推進法』より、各学校は、「いじめ防止基本方針」と「年間計画」を作成し、組織で対応するための体制づくりや未然防止を含む早期発見、継続支援の在り方を明確にしています。このことで、教職員の児童理解力を高めること、児童から現状を把握するために定期的に調査をすること、児童や保護者が相談しやすい環境をつくること、保護者との連携を密にした協力体制を整えること、解決したことであっても引き続き注意を払うことを大切に、それぞれの学校で計画的に進めています。解消率は92%で、全ての解消に向けての取組を進めると共に、本年度はこれまでに6件を認知し対応をしています。

4 安心安全

何時如何なる時も学校は、安心で安全な場所でなければなりません。安心と安全があるからこそ充実した学びができるのです。そのために、保護者と地域のみなさんの「地域の子供は地域で守る」「みんなの力を集めて子供たちを育てる」という、共に育てるという「共育」の姿勢に心より感謝すると共に、学校も全教職員の組織体制づくり、環境づくりに努力しています。その中で「問題行動」「いじめ」などへの指導は、学校だけでなく、保護者や家族の方と同一方向、同一歩調で進めています。学校との「共育」で進めてくださる方がほとんどですが、中には子供の問題行動が学校の対応が問題にすり替わってしまうこともあり、その対応に苦勞することがあります。状況、指導後の経過など、家庭との連携を密にした継続指導を大切にしています。以上になります。本年度もよろしく願いいたします。

平成27年度の取り組みについて

(4)中学校の状況

○岡本委員

平成27年度市内中学生について、生徒指導上の状況をお伝えします。

27年度の不登校（不登校による欠席が年間30日以上）の生徒は、過去3年間と比べて10%程度の増となっています。学年別に見ると、学年が上がるにつれて多くなっています。タイプ別では、「不安などの情緒的な混乱」が最も多く、「無気力」がそれに続きます。これは、例年と同様の傾向ですが、「不安などの情緒的な混乱」は昨年と比べてほぼ倍増、また「無気力」は過去5年毎年増加していることが特徴として挙げられます。このような不登校生徒に対して、絡や連携を図るとともに、保健室や相談室の活用、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、さらには、法で改善に努めており、生徒については、ケース会議を開催し、再アセスメントを行い、適切な関係機関との連携を進めていきます。一方、関係機関とのつながりがなかなか作れず、改善の兆しが見られない生徒がいることも事実です。これらの場合、保護者とさえ連絡がとれなかったり、家庭訪問をしても本人と

会えなかつたりするケースが多くなっていますが、粘り強く保護者や本人に働きかけ、関係を築くとともに、関係機関とのつながりを作ることを心がけています。

問題行動については、27年度の報告件数は大幅に減少しました。減少の見られた項目では、他校訪問・呼出し、恐喝、飲酒、教師への暴言・威嚇、万引き、授業放棄・妨害などが目立ちます。報告の内容からは、昨年度までの傾向であった、同じ生徒が問題行動を繰り返している傾向は減少しています。これらの状況の改善には、生徒本人への指導はもちろん、保護者と連携をとり共通理解を得て、同一歩調で本人の指導に当たることが大切です。学校はこのような姿勢を基本として対応していますが、なかなか理解を得られない家庭が多いのが現状です。更に、夜間の保護者不在や親子の不和、虐待やネグレクトなどの養育問題等が加わり、深刻な事態に至っているケースもあります。これらは、短期間では、また学校の力だけではなかなか解決できるものではありません。そこで各学校では、焼津警察署生活安全課や警察署スクールサポーター、子供家庭相談課、中央児童相談所などの外部機関と連携しながら、改善に努めています。

一方、未然防止に向けての取組も進めています。一つには、問題行動が起こりにくい環境を作るために、子供主体の活動を仕掛け、学校での「居場所づくり」と学校としての「絆づくり」に取り組んでいます。このほか、新学期当初にもった子供の思いを持続させるために、学校の相談体制を整えるとともに、必要に応じて家庭訪問や電話連絡を心がけています。さらには、SNSへの対応として、ネットパトロールを活用したり、情報モラル教育の啓発講座を開催したりしています。

次にいじめについてです。学校は今までもいじめに対して丁寧な取組をしてきました。単にいじめの早期発見というだけでなく、未然防止や早期対応・早期解消にも力を入れてきました。このような状況の下、27年度はいじめ認知件数は36件で、26年度36件と同数となっています。25年度の48件、24年度の71件からは減少してきています。これについては、いじめに対する一連の指導や対応が少しずつ効果を上げてきたものと受け止めています。特に、道徳や学級活動での心に訴える指導による未然防止や、発見後の丁寧な指導による再発防止の効果が高まってきたと考えています。また、いじめの解消については、92%と高い解消率です。いじめの態様については、69%が「冷やかす・からかい・悪口」、次いで17%が「軽く叩かれる・蹴られる」、「仲間はずれ・無視」が14%となっています。また、いじめの態様として看過できないものに、「パソコンや携帯による誹謗・中傷」があります。また問題行動の項目としても「携帯・ネットトラブル」が挙げられます。それに、「スマートフォン等の普及やLINE等SNSの利用」が拍車をかけています。各学校では問題が起きた際に、該当生徒に対する指導やケアを行っていますが、多数の生徒に情報が流れるだけに対応に苦慮しています。この問題については、未然防止に向けて情報モラルの高揚を図るなど、社会全体の取組が必要と考えています。

最後に、平成28年度のスタートについて報告いたします。

5月末までの報告では、27年度の同時期に比べて、不登校は増加しています。問題行動は横ばい。いじめの認知件数は0件から13件と一昨年に近い数字となっています。各学校ではこれからも、外部機関と積極的に連携を図ることを方針の一つとして、生徒指導を推進していきたいと考えています。以上で、中学生の状況についての報告を終わります。

平成27年度の取り組みについて

(5)高等学校の状況

○石野委員

高等学校ですが、市内に公立3校、私立1校があります。高等学校では、地域社会に貢献できる生徒育成を目標に、各校で取り組んでいます。

生徒会、部活動等が地域施設への慰問、過日の熊本地震への募金活動、地域イベントへの参加等、積極的に地域貢献活動に取り組んでいます。また、選挙権年齢が引き下げられ、7月には3年生の一部が参院選に投票することから、教員には政治的素養の教育、系統的・計画的な指導教育を立てた教育実践、政策形成や選挙の具体的な投票方法など政治や選挙に関する理解、公正かつ政治的中立を確保しての指導等が必要とされます。生徒に対しては、政治的な活動が無制限ではなく、必要かつ合理的範囲で学校に制約を受ける、構内での選挙活動や政治的活動は制限又は禁止される、構外での政治的活動でも、違法又は暴力的な恐れがある時は制限又は禁止されるということを理解させなければなりません。また、知らずに選挙違反にあたる行為をしてしまわないための教育も必要であります。すでに各校で模擬投票等、焼津市選挙管理委員会の協力を得て取り組んでいます。

◇生活面での取り組みについて

遅刻をなくすことや、制服の正しい着用、携帯電話の使用方法等、基本的な生活習慣の確立を目指すとともに、規範意識の向上、規律ある集団生活の実現を目指しています。教員による朝の挨拶運動では、交通ルールの遵守や身だしなみの面からも指導を行っています。遅刻数も改善が見られています。交通安全に関しては、街頭指導や警察、自動車学校の協力を得ての交通安全教室の実施、学年別の時差登校、日常のホームルームでの注意喚起等により、イエローカードの数が減少しており、取り組みの成果が出ています。地域住民から指摘があった場合にもその都度対応しています。交通事故は5月末までに数件あったが、幸いなことに軽微な事故で済んでいます。脱法ハーブ等の問題については未然防止のため、薬学講座を開いています。

スマートフォン、SNSの使用についても外部講師を招いての講話やその他の機会を通じて啓蒙活動を行っています。学校への持ち込みについては各校で規定を定めて対応しています。

◇問題行動について

問題行動ゼロを目指して規範意識の向上に取り組んでいます。5月末まで飲酒、喫煙等をはじめ、問題行動はほとんどなく、各校落ち着いてスタートできています。

○中野会長

これまでの報告等に関して、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

【質疑】

(意見等なし)

○中野会長

それでは、報告事項「平成27年度の取り組みについて」は、ご承認いただくことでよろしいでしょうか。拍手にて確認したいと思います。

(各委員拍手・異議なしの声)

○中野会長

次に協議事項「平成28年度の活動について」を議題といたします。青少年にとって安心・安全な環境づくり、情報モラルの指導・啓発について事務局から説明をお願いします。

【議事】

協議事項

平成28年度の活動について

(1) 青少年にとって安心・安全な環境づくり (①補導活動)

○前島青少年教育相談センター主査

昨年度2月に開催しました、平成27年度第2回焼津市青少年問題協議会におきまして、平成28年度の青少年健全育成活動方針をご承認いただきました。ご承認いただきました方針は、「ますます多様化、深刻化する青少年の問題に対応していくため、委員及び所属する団体等がお互いに協力し、さらに連携を深め情報交換を密にし、青少年の健全育成を推進していく」というものであります。

今回、協議事項となっております、平成28年度の活動につきましては、お手元の資料4・資料5をご覧ください。事務局が行う活動ほか、青少年問題協議会の開催、当協議会の委員や幹事の皆さまと諸団体と連携して行う「夏に青少年をまもり育てる運動」街頭キャンペーンなどの活動を計画しております。以降、資料をもとに順を追って説明させていただきます。

まず、通年の活動として、街頭補導活動を引き続き実施してまいります。街頭補導は、青少年の非行の芽を摘むものとして、声掛けを中心に各地区で行います。

また、県下一斉夏季少年補導を7月22日 金曜日の19時から21時を予定しています。これには、各地区全補導員・焼津署警察官・焼津警察署少年ボランティア連絡会・焼津警察署地域安全協議会・市職員（社会教育課・各公民館長）が参加します。併せて、県条例に基づき、コンビニ・カラオケボックス・書店などの立入り調査を実施します。この際、状況などを経営者や店員などより聴取する予定です。また、12月18日 金曜日に県内一斉冬季少年補導を実施する予定です。

「夏に青少年をまもり育てる運動」街頭キャンペーンについては、既に皆様には通知でお願いさせていただきましたが、青少年の非行・被害防止を図るため、国・県では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止強調月間」と定めており、焼津市においても、「夏に青少年をまもり育てる運動」としてしています。そこで関係機関・団体の参加協力を得ながら、集中的に実施する活動として、街頭キャンペーンを実施いたします。実施日は、7月1日金曜日の午後5時30分から午後6時30分までの約1時間で、会場はイオン焼津店・ピアゴ大覚寺店及びグランリバー大井川店で、各店舗の出入り口周辺で行います。内容は、強調月間のチラシ及びキャンペーングッズを配布し、広く市民に広報するものです。主催は焼津市青少年問題協議会、焼津市及び焼津市教育委員会です。資料6にも参加者名簿を掲載いたしましたのでご確認をお願いします。なお、駐車場は各施設へお願いすることとなりますが、なるべく出入り口付近を避けていただきますようお願いいたします。集合は各地区、午後5時15分をお願いいたします。各店舗とも出入り口が複数ございますので、イオンにつきましては正面玄関付近・ピアゴにつきましては甲賀病院寄りの入り口・グランリバーはメガネのパリーミキ側の出入り口付近にお集まりください。よろしくお願い致します。

平成28年度の活動について

(1) 青少年にとって安心・安全な環境づくり (②子ども見守り隊の活動)

○加茂学校教育課指導主事

教育委員会 学校教育課 指導主事の加茂謙二と申します。私から、子ども見守り隊の活動について説明させていただきます。資料の11ページに小学校区の、12ページに中学校区の、本年度の見守り隊の活動状況がありますので、御覧ください。

各校区の見守り隊は、各校区の環境や地域の団体組織など、その地域の実態に応じて活動を行っていますが、いずれもボランティアということでお力をお借りしております。活動内容につきましては、各校ごとに、学校と見守り隊の方々との情報交換会を定期的実施し、より現状に適した活動に改善されております。具体的には、交通事故等の変化に伴う危険箇所への対応や学校やPTA、地域の方々の連携体制の見直しが図られました。このような継続した取組により、学校から教育委員会に報告のあった不審者情報は、平成25年度は39件、平成26年度は32件、平成27年度は21件と減少傾向にあります。被害内容につきましても、体に触れる直接的な被害が減少しております。これは、教職員や警察、地域安全推進委員会、見守り隊の方々の下校時の巡回等の強化によるものが大きいと考えております。多くの大人が子どもたちのためにご尽力いただいていることに感謝いたします。しかしながら、発生状況の特徴から「子どもが道路に1人にいるとき」に不審者に会う確率が高いことや、見守り隊がいない帰宅後の不審者情報が8件報告されていることから、子どもたち自身が、自分の身は自分で守る意識を持ち、実行する力を育てていくことが、何よりも大切であると考えます。そこで、市内各校では、子どもたちにも帰宅時刻を意識させることや、危険予知や自己防衛の方法についての指導をすすめています。今後も、このような指導を継続してまいります。

次の13ページ資料9を御覧ください。これは、4月26日に学校教育課が開催した研修会の概要です。各小中学校の教頭先生や、安全指導の責任者と各校区の見守り隊の代表者の皆さんで、子ども見守り隊の活動、交通安全対策、通学路の不審者対策、校区の危険箇所の確認の4つ視点から、現状と課題についての情報交換をしました。本年度は、特に交通安全について時間を費やすグループが多く、焼津市通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検の結果や本年度の該当箇所について協議されました。互いに取組を紹介し合う中で、これからも学校と地域が連携した取組をしていくことについて共通理解できた研修会となりました。今後も、教育委員会では、「多くの人の目が行き届くことが、子どもたちを巻き込む犯罪や事故の抑止につながる」という考え方に基づいて、引き続き、子ども見守り隊をはじめ、地域ぐるみの学校安全体制を整備に努めてまいります。

平成28年度の活動について

(2)情報モラル教育について

○加茂学校教育課指導主事

引き続き小・中学校における情報モラルの指導・啓発について説明させていただきます。本年度も、市内のすべての小・中学校で「情報モラルに関する指導」を行っています。平成24年度に市内情報担当の教員で作成した「情報モラル指導カリキュラム焼津市版」を活用し、小中9年間を見通した系統性のある指導に努めています。

しかしながら、情報技術の進歩はめざましいものがあり、子供達を取り巻く環境も大きく変わってきております。そこで、本年度は、このカリキュラムの見直しを行い、より現状に適した改訂版を作成いたします。また、昨年度から、焼津市いじめ防止等対策事業として、専門家によるネットパトロールと情報モラル講座を実施しております。ネットパトロールにより、早期対応を図るとともに、情報モラル講座で正しい知識身につけることで未然防止を図っていきたいと考えています。昨年度の実績としましては、ネットパトロールで1,210件の報告を受け、各校で指導を行いました。本年度につきましても、4月からパトロールを実施しております。また、情報モラル啓発講座においては、昨年度市内全校で実施し、延べ4,884名の教員や児童生徒・保護者

が受講いたしました。なお、本年度の実施予定につきましては、14 ページの資料 10 のとおりです。また、保護者に協力を求めることも非常に大切ですので、小学校でも中学校でも、PTA組織と連携しながら、各種の便りや懇談会、面談、PTA研修会等の機会を通じて保護者への啓発を行っています。さらに、焼津警察署や志太・榛原地区少年サポートセンターの職員による新中学生応援講座「非行・被害防止すくすくスクラム」の中で情報モラルに関わる講話を実施していただいたり、焼津市情報モラル講座を活用したりすることにより、その充実を図りたいと考えております。焼津市教育委員会でも、この「情報モラルに関する指導」については、生徒指導の重点的な取組の一つの柱と考え、積極的に取り組んでまいります。

○中野会長

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

【質疑】

(意見等なし)

○中野会長

協議事項、平成28年度の活動については、原案のとおりお認めいただくことでよろしいでしょうか。拍手にて確認したいと思います。

(各委員拍手・異議なしの声)

○中野会長

今年度はこのような内容で事業を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で議事全てが終了いたしました。

【閉会】